

中国税理士会徳山支部と徳山税務署
との連絡協議会
(徳山税務署)

日 時 令和7年1月23日(木)
15:30~17:00
場 所 ホテルサンルート徳山
周南市築港町8-33

あいさつ

(徳山税務署長)

(中国税理士会徳山支部長)

目次

I 共通関係

1	税務行政のデジタル・トランスフォーメーション【継続】	1
2	申告会場及び駐車場について【継続】	1
3	国税電子申告・納税システムについて【継続】	1
4	国外財産調書制度及び財産債務調書制度に係る周知について【継続】	4
5	法定調書の監査等について【継続】	4
6	インボイス制度の円滑な定着に向けた取組について	5
7	電子帳簿保存制度の改正について【継続】	6
8	申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直しについて【一部変更】	6
9	関与先及び使用人状況照会について【継続】	7
10	「確定申告」の広報について【継続】	7

II 管理運営部門

1	令和6年分の法定納期限及び振替納付日について【継続】	7
2	確定申告書及び納付書の送付等について【継続】	7
3	確定申告書等の作成・提出について【継続】	8
4	還付金の受取について【継続】	8
5	税務署窓口体制の見直しについて【新規】	8

III 徴収部門

○	期限内納付の指導について【継続】	8
---	------------------	---

IV 個人課税部門

1	令和6年分確定申告関係について【継続】	9
2	青色申告の普及について【継続】	10

V 資産課税部門

1	相続税 e-Tax の積極的な利用について【継続】	10
2	相続税及び贈与税の税制改正について【継続】	11
3	特定路線価等について【継続】	12

VI 法人課税部門

1	添付書類も含めた e-Tax 利用の一層の普及に向けた取組について【継続】	12
2	源泉所得税の未納の未然防止について【継続】	13

税務署提出議題

I 共通関係

1 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション《別冊資料 P1》【継続】

国税庁では、令和3年6月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2.0ー」を改定し、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023ー」を公表しました。

引き続き、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化等」及び「事業者のデジタル化促進」の3本の柱に基づき、施策を進めていくこととしています。

これらの取組は、会員の皆様の業務にも大きく関わることであると考えていることから、これらの取組の推進について、御理解と御協力をお願いします。



<http://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/index.htm>

2 申告会場及び駐車場について《別冊資料 P2～P5》【継続】

税務署が設置する確定申告会場（庁舎裏の屋内車庫）の開設は、令和7年2月17日（月）から令和7年3月17日（月）までです。

なお、当該期間においては、署駐車場が狭隘であるため、ザ・ビッグ徳山西店に臨時駐車場を設置いたします。

また、申告会場の相談に従事していただく税理士の皆様におかれましては、歯科医師会館敷地内の臨時駐車場を御利用いただくようお願いいたします。

おって、御利用に当たっては、別冊資料4ページに添付している「駐車許可証」を車外から見える場所に備え付けてください。

3 国税電子申告・納税システム（e-Tax）について

(1) 確定申告期における e-Tax 及び e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間について【継続】 《別冊資料 P6》

令和6年分の確定申告期における e-Tax 及び e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間は、次のとおりとなりますので、御留意ください。

イ e-Tax の受付時間（利用可能時間）

- 確定申告期間 令和7年1月6日（月）～令和7年3月31日（月）
 - ・ メンテナンス時間を除き、全日（土日、祝日を含む。）24時間

(注) 1 メンテナンス時間については、国税庁 HP 参照

2 月曜日は 3 月 31 日を除き 8 時 30 分～24 時

(参考) 通常期 (確定申告期間以外)

・ 火曜日～金曜日 (休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。) 24 時間

(注) 休祝日の翌稼働日は 8 時 30 分から受付開始

・ 月曜日、土曜日、日曜日及び休祝日 8 時 30 分～24 時



http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm

ロ e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間《別冊資料 P 7》

○ 確定申告期間 令和 7 年 2 月 17 日 (月)～令和 7 年 3 月 17 日 (月)

・ 月曜日～金曜日 (休祝日を除く。) 9 時～20 時

・ 日曜日 (3 月 2 日、9 日、16 日に限る。) 9 時～17 時

(参考) 通常期 (確定申告期間以外)

・ 月曜日～金曜日 (休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。) 9 時～17 時



<http://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/toiawase2.htm>

(2) 添付書類も含めた e-Tax 利用の一層の普及について【継続】

e-Tax の普及・定着は、納税者の利便に資するとともに、税理士業務及び税務行政双方において、事務の省力化やペーパーレス化につながるものと考えておりますので、税理士の皆様におかれましては、引き続き、添付書類も含めた確定申告書等の提出につきましては、e-Tax を利用していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

(3) e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による法定調書の提出について《別冊資料 P 8》【継続】

法定調書の提出について、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった法定調書の枚数が 100 枚以上である場合は、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等で提出するよう義務化されています。

税理士の皆様におかれましては、法定調書の提出基準について関与先の方が該当する場合には、適切に指導していただくようよろしくお願いいたします。



http://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/hikari_gimu.pdf

(4) 給与支払報告書及び源泉徴収票の eTAX での一括作成・提出（電子的提出の一元化）について
《別冊資料 P9～P10》【継続】

給与支払報告書や給与の源泉徴収票については、eTAX（地方税ポータルシステム）を利用することで、市区町村に提出する給与支払報告書の電子申告用のデータと、税務署に提出が必要な給与所得の源泉徴収票の e-Tax 用のデータを同時に作成することができ、給与支払報告書は市区町村に、給与所得の源泉徴収票は所轄税務署に一括提出されるなど、大変便利なものとなっております。

税理士の皆様におかれましては、関与先等に対し、利用に向けた積極的な勧奨をお願いいたします。



http://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/teishutsu_tirashi.pdf

(5) キャッシュレス納付の利用拡大について《別冊資料 P11～P12》【継続】

キャッシュレス納付は、社会全体のコスト削減につながることから、引き続き、税理士の皆様におかれましても、関与先等に対するキャッシュレス納付（振替納税、ダイレクト納付、電子納税、クレジットカード納付、スマホアプリ納付等）の利用勧奨をお願いいたします。

また、地方税につきましても eTAX による電子納税が可能となっておりますので、一層のキャッシュレス納付の利用拡大に御協力をお願いいたします。

おって、関与先がダイレクト納付及び電子納税を利用する場合、利用者識別番号及び暗証番号が必要となりますので、関与先との情報共有をお願いいたします。

(注) ダイレクト納付の利用に当たっては、引落日の前日の預貯金口座の残高確認と引落後にメッセージボックスに格納される納付完了通知を必ず確認するよう関与先への周知をお願いいたします。



http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0023008-120_01.pdf

(6) 納税証明書のオンライン請求について《別冊資料 P13～P14》【継続】

電子納税証明書（PDF形式）は、提出先から書面での納税証明書の提出を求められる場合であっても税務署窓口へ出向く必要がなく、また、手数料の負担も軽減できるなどの利便性の向上につながることから、税理士の皆様におかれましては、関与先への積極的な利用勧奨をお願いいたします。

なお、税務署窓口においても、オンラインでの利用率向上のため、来署者にオンライン申請を勧めているところですが、関与先の方でオンライン申請をする際には、利用者識別番号及び暗証番号が必要となり、番号確認のため関与税理士に連絡する場合がありますので、その際には関与先の方との情報の共有をお願いいたします。



http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0022008-056_01.pdf

4 国外財産調書制度及び財産債務調書制度に係る周知について《別冊資料 P15～20》【継続】

「国外財産調書制度」及び「財産債務調書制度」については、引き続き制度の定着に向けた周知・広報に取り組んでおります。

なお、これらの調書の提出有無により、加算税の軽減・加重措置が設けられています。

おって、令和4年度税制改正において、令和5年分以後の「財産債務調書」の提出義務者・提出期限などについて見直しが行われ、「国外財産調書」についても、一部同様の見直しが行われていますので、ご注意ください。



(①国外財産調書制度のあらまし) (②財産債務調書制度のあらまし) (③財産債務調書制度の見直し)

①http://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/kokugai_zaisan/pdf/kaigaizaisan_tirashi.pdf

②http://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/zaisan_saimu/pdf/zaisan_chirashi.pdf

③http://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/zaisan_saimu/pdf/zaisan_leaflet.pdf

5 法定調書の監査等について【継続】

法定調書制度の適正な執行を図るため、随時、文書及び電話等により提出義務の有無等の確認を行うほか、提出義務者に対する法定監査を実施しています。

特に、提出の督促に応じない法定調書未提出者に対しては、厳格に対応していきたいと考えておりますので、関与先からの問合せなどがありましたら、御指導と御協力をお願いいたします。

6 インボイス制度の円滑な定着に向けた取組について《別冊資料 P21》【一部変更】

(1) 2割特例に係る留意点について

売上税額から控除する仕入税額を売上税額の8割とすることができる経過措置（いわゆる「2割特例」）については、課税期間ごとにその適用の有無を判断する必要があるため、令和5年分を2割特例適用した個人事業者であっても、令和4年分の課税売上高が1千万円を超える場合には、令和6年分の申告に2割特例を適用することはできないことに御留意ください。

(2) 簡易課税制度について

イ 簡易課税制度を選択する場合の手続き

インボイス登録を契機に課税事業者に転換した事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その課税期間の初日の前日に届出書を提出したものとみなされますので御留意ください。

ロ 2割特例を適用した課税期間後の簡易課税制度選択

2割特例の適用を受けた事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その課税期間の初日の前日に届出書を提出したものとみなされますので御留意ください。

(3) 2年縛りのルールについて

「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出すると、提出した日の属する課税期間の翌課税期間（一定の場合は翌々課税期間）から登録番号が失効します。ただし、令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以後にインボイス登録を契機に課税事業者に転換した事業者は、登録日以後2年間は課税事業者として拘束され、登録が失効した課税期間以後の課税期間についても消費税等の申告・納付が必要となりますので御留意ください。

(4) e-Taxによる電子申請について

登録申請手続きに当たり、e-Taxによる電子申請を利用いただくと、書面申請よりも早く登録通知が受け取れることに加え、登録通知書を電子で受け取ることが可能です。

関与先事業者の登録申請に当たっては、e-Tax申請に御協力をお願いします。



<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf>

7 電子帳簿保存制度の改正について【継続】

電子帳簿保存法は、令和5年度の税制改正において、令和4年度税制改正で措置された令和5年12月末までにやり取りした電子取引について、保存すべき電子取引データを紙出力し保存することを認める「宥恕措置」は適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止などの改正が行われております。

「宥恕措置」が適用期限をもって廃止されることに伴い、令和6年1月以降にやり取りした電子取引データについては、原則、保存要件等に沿って適切にデータ保存する必要があります。

なお、令和6年1月以降においても、システム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった事業者が一定数見込まれており、こうした状況を踏まえ、税務署長が相当の理由があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に、税務職員からの求めに応じ、その電子データ及びその電子データを出力することにより作成した書面（以下「出力書面」といいます。）の提示又は提出をすることができる場合には、その保存時に満たすべき要件にかかわらず、柔軟に電子データの保存を認めることのできる新たな猶予措置が電子帳簿等保存制度に位置付けられました。

また、本取扱いについては、その電子データの保存に代えてその出力書面のみを保存する対応は認められず、猶予措置の適用を受ける場合には、電子データ自体を保存するとともに、その電子データ及び出力書面について提示又は提出する必要があることにご留意ください。

おって、当局といたしましては、国税庁ホームページにQ&Aやパンフレット等を掲載するなど税制改正の周知・広報に努めるとともに、税理士の皆様におかれましても、関与先等に対して制度改正の周知等について御協力をお願いします。

8 申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直しについて《別冊資料 P22～P29》【一部変更】

国税庁では、政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めています。

こうした中、e-Taxの利用率が上昇し、更に増加が見込まれること等を踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月以降、文書の提出者や提出方法等に関わらず、税務署等国税当局に提出される全ての文書を対象に、申告書等の控えへの收受日付印の押なつを取りやめることとしました。

なお、申告書等を提出した事実は、①受信通知（e-Tax提出者のみ）、②申告書等情報取得サービス、③保有個人情報の開示請求、④申告書等の閲覧サービス、⑤納税証明書により確認することが可能です。

また、令和7年1月以降、書面の提出書類の控えに收受日付印の押なつを求める納税者等に対しては、当分の間、別冊資料27～29ページのいずれかのリーフレットに、日付及び税務署の名称を記載したものを交付し、自身で申告書等の控えを作成及び保有、提出年月日の記録・管理をしていただくこととしましたので、本取組へ御理解と御協力をお願いします。



<http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/pdf/0023001-078.pdf>

9 関与先及び使用人状況照会について【継続】

例年8月上旬に、当署から支部の税理士の皆様に対して、関与先及び使用人状況についての照会をさせていただいておりますが、令和7年度分からは、この事務を広島国税局において実施することとなりました。

これに伴い、実施時期が8月上旬から4月上旬に前倒しされ、回答期限が6月末となる予定です。

したがいまして、令和7年4月上旬に、令和7年6月末を回答期限とする依頼文が国税局から送付されることを御承知置きいただきますとともに、引き続き、関与先名簿等の回答につきまして、御理解と御協力をお願いします。

10 「確定申告期」の広報について【継続】

確定申告期においては、引き続き、自宅等からのマイナンバーを利用したe-Tax申告を利用していただくよう、各種媒体を通じて幅広い広報を行っています。

なお、国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」では、様々な情報を提供しておりますので、関与先企業等の従業員の方々へ情報提供をしていただくよう御協力をお願いいたします。

【Ⅱ 管理運営関係】

1 令和6年分の法定納期限及び振替納付日について【継続】

令和6年分の「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」、「贈与税」の法定納期限及び振替納付日については、下表のとおりですので、関与先への周知をお願いします。

口座振替を利用されている方に対して、振替納付日の前日までに預貯金口座の残高を確認していただくよう、併せて周知をお願いします。

税 目		法定納期限	振替日
申告所得税及び 復興特別所得税	3期分	令和7年3月17日(月)	令和7年4月23日(水)
	延納分	令和7年6月2日(月)	令和7年6月2日(月)
消費税及び地方消費税		令和7年3月31日(月)	令和7年4月30日(水)
贈 与 税		令和7年3月17日(月)	

※ 消費税及び地方消費税、贈与税は延納の制度がありません。

※ 贈与税は振替納税ができません。

2 確定申告書及び納付書の送付等について《別冊資料 P30～31》【継続】

令和6年分の申告書用紙及び納付書の送付につきましては、別冊資料 P30～P31 ページのとおり

となっておりますので御確認ください。

なお、納付書については、「振替依頼書」又は「ダイレクト納付利用届出書」を提出されている場合は送付されませんので、ご注意ください。

3 確定申告書等の作成・提出について《別冊資料 P32～33》【継続】

確定申告書等を提出時の留意事項を取りまとめていますので、御協力をお願いします。

なお、異動（転出）前の所轄税務署で振替納税を利用されていた方で、引き続き、同じ口座で振替納税をされる場合は、「振替継続希望」欄に「○」を記載してください。

4 還付金の受取について《別冊資料 P34》【継続】

還付金の受取は、預貯金口座への振込を利用させていただくよう指導をお願いします。

還付金の受取口座について、①振込先口座の記載誤り、②申告書の氏名（フリガナ）と口座名義の相違、③既に解約済、④口座支店名の相違（口座開設店ではなく通帳発行店を記載）などの理由により、毎年還付金の振込不能が発生しています。

還付申告書や還付請求書を作成される際には、前年の還付金振込口座をそのまま記載するのではなく、改めて口座名義や振込先を確認し、「金融機関名、支店名、預金種類、口座番号」等を正確に記載してください。

公金受取口座の利用に○があり、預貯金口座の記載もある場合は、記載された預貯金口座への振込みとなります。

また、令和5年6月以降、還付申告書や還付申請（請求）書を e-Tax で提出される方は、申告書等の作成時に e-Tax による通知希望を選択されると、税務署から送付される国税還付金振込通知書を書面による通知に代えて e-Tax で受信可能となっております。

5 税務署窓口体制の見直しについて【新規】

税務署窓口における国税の納付受付時間は、税務署の開庁時間に合わせて8時30分から17時00分までとしているところですが、DX推進を目的に他署でも取組んでいます。令和6年12月2日から税務署へ納税のために来署した者に、税務署窓口での納税の受付時間を9時00分から16時00分までに短縮することへの協力依頼を行っています。

そのため、税務署内におけるポスター掲示、チラシの交付、広島国税局ホームページなどにより、納税者に周知・広報を行っています。

また、税務署入口に設置している各種用紙につきましても、原則廃止しており、納税者にはオンラインによる申請や国税庁ホームページからの取得をお願いしていくこととしています。

（注）当該取組は納税者の理解を得て実施するもので、9時00分から16時00分以外の納税を受け付けないというものではありませんが、納税については、税務署の窓口に来署することなく納付可能なキャッシュレス納付をご案内いただくようご協力をお願いします。

【Ⅲ 徴収関係】

○ 期限内納付の指導について《別冊資料 P36～P39》【継続】

確定申告に係る納税につきましては、関与先に対して納期限・振替納付日を確実に周知した上で、

期限内納付となるよう御指導をお願いいたします。

特に、インボイス発行事業者の登録を機に、新たに課税事業者となった関与先においては、消費税の納付額について、令和5年分より増加することが見込まれますので、確実に周知いただきますようお願いいたします。

なお、やむを得ず期限内納付が困難となる関与先に対しては、猶予制度について周知していただき、収支状況等が確認できる帳簿書類を準備した上で、申請書、財産目録、収支の明細書等の添付書類を確実に作成していただきますようお願いいたします。

また、換価の猶予に関して、換価の猶予申請が許可となった場合であっても、督促状が送付されることを周知していただくようお願いいたします。

おって、納付相談後の納付につきましては、ダイレクト分納やインターネットバンキング等のキャッシュレス納付の利用勧奨に御協力をお願いいたします。



(①納付の期限等のお知らせ)



(②ダイレクト分納)

①<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/cashless-nouhu/r06nouhukigen.pdf>

②<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0022006-179.pdf>

【 IV 個人課税関係 】

1 令和6年分確定申告関係について

(1) 令和6年分確定申告の基本方針について《別冊資料 P40～P43》【継続】

令和6年分確定申告に向けては、自宅等からのマイナンバーカードを利用した e-Tax 申告の推進に関する広報を幅広く行いました。

特に、広報に当たっては、給与所得の源泉徴収票を始めとするマイナポータル連携の利便性や、スマホによる e-Tax 申告の利便性について積極的・効果的な事前周知・広報を行ってきたところです。

なお、確定申告会場における申告相談に当たっては、翌年以降における自宅等からの e-Tax への移行率が高いスマホ申告（マイナンバーカード方式）を中心とした体制を構築するとともに、課税事業者が適切に申告できるよう消費税の相談にも配慮した相談体制を構築することとしています。

また、今年の確定申告会場は、令和7年2月17日（月）に開設しますが、確定申告会場への入場は、日時が指定された「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は申告相談会場で当日も配付しますが、来場希望日の10日前から発行可能なLINEを通じたオンライン事前発行も可能です。



(①書かない確定申告)



(②マイナポータル連携)

①http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r6_smart_shinkoku/pdf/01.pdf

②http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r6_smart_shinkoku/pdf/02.pdf

(2) 申告相談等の税務支援について【継続】

イ 税理士無料相談について《別冊資料 P44》

令和7年2月17日(月)から令和7年3月17日(月)の間、「税理士(個別相談)コーナー」に従事いただき、①申告相談(作成コーナー用パソコンを使用した所得税確定申告書及び消費税確定申告書のe-Tax送信、収支内訳書・決算書及び各種申請書、届出書の作成指導並びに税務相談)や②インボイス制度への対応(リーフレット等を活用した制度説明、登録申請要否の相談及び登録申請の操作補助)について、着座(1対1)で実施していただくこととしております。

なお、申告相談において納税者から申告書等データ作成依頼を受けた際には、受付表(兼特定個人情報の取扱いに関する同意書)の作成をお願いいたします。

おって、感染リスクの低減を図るため、来場者に対し、検温を実施(37.5度以上の者に対する後日来場の勧奨)するほか、マスクの着用やアルコール消毒を依頼しますので、申告相談に従事いただく税理士の皆様におかれましても、①検温、②面接前後のアルコール消毒液による手指消毒、③マスク等の着用等の御協力をお願いいたします。

ロ 税務支援事業による代理送信について

青色申告会等の相談会場におけるe-Taxの普及について、税理士の皆様の御協力が不可欠となっております。協議派遣先の会員の方々が円滑にe-Taxによる申告が行えるよう、従事税理士による代理送信等について、引き続き、御協力をお願いいたします。

令和6年度末における所得税のオンライン利用率の目標値は75%と定められています。

税理士の皆様におかれましては、引き続き、会員への積極的な利用勧奨をお願いします。

2 青色申告の普及について【継続】

青色申告制度は、申告納税制度の根底を支えるものであり、従来から青色申告の普及に重点を置き、あらゆる機会を捉えて積極的に普及に努めているところです。

税理士の皆様におかれましても、これらの取組に対して御理解いただき、新規開業などで白色申告の関与先には、青色申告を勧奨していただくようよろしくお願いいたします。

【 V 資産課税関係 】

1 相続税 e-Tax の積極的な利用について《別冊資料 P45～P49》【一部修正】

当局では、相続税 e-Tax の普及・定着に向けて周知・広報に努めており、相続税の申告に関与されている税理士の皆様に対して、相続税 e-Tax の個別勧奨を実施しています。

令和6年度の相続税 e-Tax のオンライン利用率の目標値については、48%と定められていますので、是非、積極的な利用をお願いします。

なお、納税者の利用者識別番号が不明な場合、代表の相続人の変更等届出書のみを作成・提出していただき、その際、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」の「参考事項」欄に「利用者識別番号が不明な他の相続人の住所・氏名・生年月日」を入力の上、当該変更等届出書を e-Tax ソフト又は民間ソフトを使用して送信することで、税務署又は業務センターから変更等届出書の「税理士等」欄に入力のある電話番号に、全ての相続人の利用者識別番号を連絡するよう対応を変更しています。

また、e-Tax の利便性の向上策として、令和7年1月以降 e-Tax マイページにおいて、過去に e-Tax で送信した贈与税申告情報を確認することが可能になる予定となっています。

おって、国税庁ホームページに、相続税 e-Tax に関する情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を開設しておりますので、御活用いただきますようお願いします。



(①e-Tax 利用勧奨)



(②利用者識別番号が不明な場合)

①<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0021006-164.pdf>

②<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/pdf/0023011-093.pdf>

2 相続税及び贈与税の税制改正について《別冊資料 P50～P53》【新規】

令和5年度税制改正により、相続時精算課税を選択した受贈者が、特定贈与者から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与税の課税価格から基礎控除額110万円が控除されることになりました（特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額以下の場合、その年分の贈与税申告は必要ありません。）。

また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産の価額は、基礎控除額を控除した後の残額となります。

おって、上記のほか、相続税における生前贈与の加算対象期間等の見直し等の改正について、国税庁ホームページにパンフレットを掲載しておりますので御確認をお願いします。



<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023006-004.pdf>

3 特定路線価等について【継続】

特定路線価の設定を希望される場合又は個別評価の土地等を評価する必要がある場合には、「特定路線価設定申出書」及び「同チェックシート」又は「個別評価申出書」を対象不動産のある地域の評価事務を担当する税務署への提出をお願いします。

なお、これらの申出書を提出する際には、これまでも参考資料として物件案内図及び地形図等とともに評価する土地や設定する道路等の写真の添付をお願いしているところであり、引き続き、御協力をお願いします。

おって、「特定路線価設定申出書」、「同チェックシート」及び「個別評価申出書」の様式については、広島国税局ホームページの「税に関する情報」に掲載しています。

評価専門官設置署	評価対象エリア
広島東税務署	広島県
岡山東税務署	岡山県
山口税務署	山口県
松江税務署	島根県、鳥取県

【 VI 法人課税関係 】

1 添付書類も含めた e-Tax 利用の一層の普及に向けた取組について《参考資料 P54～P55》【継続】

税理士会並びに会員の皆様には、e-Tax の積極的な利用に取り組んでいただき深く感謝を申し上げます。

e-Tax で提出された法人税申告のうち、主要な別表や財務諸表等の申告書に添付すべきものとされている書類が e-Tax で提出された割合は 7 割を超え、4 社に 3 社が「ALL e-Tax」（添付書類を含めた e-Tax）となりました。「ALL e-Tax」は、会計ソフトで作成された財務諸表データを含めて、一貫してデジタル処理されることにより、会員の皆様にとっても利便性の向上等が期待されるため、「ALL e-Tax」による御提出をお願いします。

なお、法人税申告においては、e-Tax で財務諸表を提出する際のデータ形式は、「X B R L 形式」若しくは「C S V 形式（令和 2 年 4 月以降）」と法令で定められていますのでご注意ください。

令和 4 年度税理士法改正により、税理士の業務における I C T 化の推進を通じた納税者の利便性向上等の努力規定が創設されたことから、引き続き、税理士会と連携・協調を図りつつ、e-Tax の一層の普及に向けた取組を推進してまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願いします。



<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0024003-044.pdf>

2 源泉所得税の未納の未然防止について【継続】

源泉所得税の期限内納付につきましては、平素から機会あるごとに源泉徴収義務者に対して指導を行っております。また、未納者に対しましては、経常的な未納整理を行うほか、特定の時期を定めて集中的な未納整理に努めているところです。

このため、税理士の皆様には、源泉所得税は預り金であるということを踏まえ、関与先に対して期限内納付の指導をお願いいたします。

特に、前年（暦年）以前の給与支払分に係る源泉所得税について納付遅延がある関与先については、早期の納付に向けた御指導をお願いいたします。

なお、通常の給与支払日を前月に前倒しして支給した場合（例：通常翌月 5 日払い…年末年始につき、1 月 5 日払いを 12 月 27 日払いに変更）、例によりますと 1 月支給分について納付事績がないことから一時的に未納扱いとなり、税理士の皆様や関与先に確認の時間をお取りすることとなりますので、お手数ですが、例のようなケースの場合には「支給額及び納付税額がゼロの徴収高計算書」の提出をお願いいたします。